

問題

「国の唯一の立法機関」について論ぜよ。

解答のポイント

平成 25 年が人権に関する問題（労働基本権）であったので、平成 26 年は統治の分野から立法権か司法権に関する基本的テーマの出題が予想されていた。平成 8 年の本試験にほぼ類似の問題が出題されているし、TACの専門記述対策レジュメ（法律系）の問題 19、参考問題 19-1 にもほぼ類似の問題がズバリ掲載されている。

本問について憲法 41 条が規定する「国の唯一の立法機関」の「立法」と「唯一」の意義について解答することが求められている。「立法」の意義については、大々的に展開する必要はないと推測されるので、実質的意味の立法である旨を説明できれば十分であろう。

本問のポイントである「唯一」の意義については、国会中心立法の原則と国会単独立法の原則の 2 つの原則につき、それぞれの内容及び憲法上の例外等を明確に指摘して論じる必要がある。特に争いのある委任立法の可否と内閣提出法案については言及するのが望ましい。

解答例

1. 憲法 41 条は国会を「国の唯一の立法機関」と定めて、国の立法を国会に独占させている。これは、国の立法を、国民の代表機関（43 条）である国会が独占することにより、国民の人権を確保する趣旨である。
そこで同条にいう「唯一」と「立法」の意義が問題となる。
2. まず、「立法」とは、形式的意味の立法（「法律」という名称の法規範を定立すること）ではなく、実質的意味の立法（特定の内容の法規範を定立すること）を意味する。
そして、実質的意味の立法とは、国民の権利・義務に関する否とを問わず、不特定多数の者に対し（一般性）、不特定多数の場合（抽象性）に適用される法規範（一般的・抽象的法規範）であると解される。立法の意義を広く解することにより、国会の民主的コントロールを広く及ぼす必要があるからである。
3. 次に、「唯一」の意義については、国の立法を国会が独占することにより国民の人権保障を確保するという憲法 41 条の趣旨から「唯一」とは、国会中心立法の原則及び国会単独立法の原則という 2 つの原則を意味すると解する。
 - (1) そして国会中心立法の原則とは、国会が実質的意味の立法を制定する権能を独占し、憲法に特別の定めがある場合を除き、国会以外の機関による立法を認めないことをいう。この原則の憲法上の例外として、①両議院の規則制定権（議院規則制定権、58 条 2 項）、②最高裁判所の規則制定権（77 条 1 項）、③国会が行政府に立法権の行使を委ねる委任立法がある。①及び②は各機関の自主性を尊重する趣旨である。
③の委任立法の可否については、憲法が内閣に政令制定権を付与しており（73 条 6 号）、委任立法の許容性を前提していること、及び福祉国家理念（25 条）の下での専門技術的な立法を策定する必要性から、委任立法自体は許容されると解する。しかし、無制限に許容するのは憲法 41 条の趣旨を没却するので、一般的・包括

的な白紙委任は許されず、法律による個別的・具体的な委任が必要であると解される。

また、地方公共団体の条例制定権（94 条）については、争いがあるが、国会中心立法の原則の例外ではないと解する。なぜなら、国会を「国の」唯一の立法機関であると規定しているのは、「地方公共団体の」自主立法権に留意しているものと解することができるからである。

- (2) 国会単独立法の原則とは、国会による立法は、国会以外の機関の参与を必要としないで成立することをいう。この原則の憲法上の例外には、地方自治特別法の住民投票（95 条）がある。

国会単独立法の原則との関係においては、内閣の法律案提出が国会単独立法の例外になるかが問題となる。

この点、国会は内閣の提出した法律案を修正又は否決できるので、法律の発案は立法作用の核心、つまり法律案の議決権を侵害しないといえる。よって、内閣による法律案の提出は国会単独立法の例外とはならず、許容されると解される。

以 上
(約 1,200 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策レジュメ（法律系）の問題 19（P163）、参考問題 19－1（P. 165）でほぼ同じ問題を掲載している。